

【研究論文】

江戸時代前期の上磯アイヌのオットセイ猟について

Fur seal hunting by Ainu in the Kamiiso region in the early Edo period

竹内 健悟

青森大学 SDGs 研究センター

Abstract

By the Hirosaki clan's office diary, the records of Fur seal hunting by the Ainu in the Kamiiso region are contained. In the early Edo period, the Ainu captured Fur seals in winter and delivered them to the clan. The number records of Fur seals captured was 37, but it was estimated that more Fur seals were actually captured. In addition to being edible in the Hirosaki clan, it was also sent to Edo, and when the number was insufficient, it was bought from the Matsumae clan and presented to the Edo Shogunate. Fur seals were prized because they were in demand not only for food but also for medicine.

Keywords : Hirosaki clan, Kamiiso region, Ainu, Fur seal, Medicine

1. はじめに

弘前藩の公式記録である『弘前藩庁日記』には、政治的な記録だけでなく藩政と関わった野生鳥獣の記録も書かれている。筆者はその中から、タカ、ツル、ウトウ等の記録について『弘前藩いきものがたり～弘前藩庁日記に記録された鳥獣の話』(竹内, 2020)にまとめ、当時の自然環境や人と野生生物との関わりについて報告した。

その中で、ウトウを捕獲したのが今別のアイヌ(狹)であることにふれたが、その後『弘前藩庁日記』にはこのアイヌによるクマ、オオカミ、オットセイ等の狩の記録が多

く残されていることを知った。江戸時代前期、今別を含む上磯地方にはアイヌの居住地が点在し、そこに住むアイヌたちが熊の皮、オットセイ、貝や昆布・わかめ、真珠などを藩に上納していたのである。そのほかにも、クマやオオカミの被害が出ると駆除の命を受けて他の地域に出かけるなどしており、海の漁においても陸の狩においても技能的に優れていたことが記録から読み取れた。

本稿では、『津軽史』12巻(青森県文化財保護協会, 1982)と『青森県史 資料編 近世 1』(青森県史編さん近世部会, 2001)

の「アイヌ民族史料集成」という二つの翻刻史料から『弘前藩庁日記』に書かれたオットセイに関する記録を整理し、当時のオットセイの生息状況、オットセイと弘前藩・上磯地方のアイヌとの関わりについて得た知見を報告する。

オットセイは漢字で「膾膾臍」と書く。しかし、これは本来この種類の名前ではなかったようである。『弘前藩庁日記』には「膾膾獸」という記載が多く見られ、こちらが本来の呼び名のようである。この点について『日本動物史』(2002)は、「漢名の膾膾臍は膾膾獸の膾^{へそ}の意味であるが、臍ではなく外腎(辜丸)の乾燥品を膾膾臍と呼んで薬種として輸入していたため、誤ってその本体の動物名としたものである」と解説している。オットセイは肉も美味で食されたが、「たけり」といわれる強精剤などの薬としての需要があり、弘前藩において大事な献上物になっていた。

また、動物名としてはオットセイともキタオットセイともいわれるが、本稿では引用部分以外では一般的な「オットセイ」として表記する。

本稿をまとめるに当たり上磯地方の歴史を研究している佐々木文武氏(外ヶ浜町・三厩在住)と齋藤始氏(今別町在住)から助言をいただいた。厚くお礼申し上げます。

2. オットセイについて

オットセイ *Callorhinus ursinus* はアシカ科に属する海生哺乳類である。水族館などで見る機会があるのでなじみのある動物ではあるが、野生のものについては観察する機会もなく記録も少ない。青森県沿岸にも回遊しているはずであるが、『青森県の鳥

獣』(青森県,1980)にも『青森県の自然』(青森県,1990)にも記載がなく、『青森県史 自然編 生物』(青森県史編さん自然部会,2003)に、報告があった八つの市町村名と「この分野のまとまった報告がないのではっきりしないが、約 20 種類の海生哺乳類が現在でも回遊している可能性がある」と書かれているだけである。

堀本ら(2014)の報告から、オットセイの生態を紹介すると以下のようである。

キタオットセイは北太平洋に広く分布する鰭脚類の一種である。現在、生息域全体で 110 万頭程度が生息しており、主要な繁殖地としてはベーリング海のプリビロフ諸島やボゴスロフ島、米国のサン・ミゲル島、ロシアのコマンダー諸島、チュレニー島、千島列島などが知られている。

(中略)日本周辺海域に來遊するキタオットセイはロシアのチュレニー島、コマンダー諸島、千島列島出自の個体が大半を占めることが明らかとなっている。これらの繁殖地では、本種は近年増加傾向あるいは安定状態にある。北海道への來遊について、2009 年、2010 年では松前町地先～渡島小島間で距岸 2km 程度のごく沿岸域にも定常的に分布していた。遭遇率は 3 月上旬が最も高く、6 月中旬にはほとんど発見されなかった。2005～2013 年に、太平洋側では釧路町昆布森沖における混獲・漂着が目立った。混獲、漂着時期は太平洋側では 6～8 月に集中し、日本海側では 11～5 月の冬季に散逸的であった。日本海側の個体はスケトウダラ、ホッケ、カタクチイワシ、ヤリイカなどの沿岸性生物を主に捕食していた。

現在オットセイは他の海獣類と共に漁業被害をもたらす有害獣となっている。北海道水産林務部が2020年8月に発表した「令和元年度海獣類による漁業被害状況について」では、2010年から2019年までの振興局別の被害額が報告されており、オットセイの被害額の平均は、後志（1億4000万円）、渡島（3300万円）、釧路（3200万円）、留萌（3100万円）、檜山（806万円）の順で多くなっていた。以上からはオットセイが日本海側から津軽海峡にかけて回遊していることがわかる。

3. オットセイに関する記録

オットセイの記録は『津軽史 12 巻』には63件、『青森県史 資料編 近世 1』の「アイヌ民族史料集成」には、29件が書かれていた。それらをまとめたのが表1＝文末に掲載＝で、同内容もあるので整理したところ合計80件になった。

内容を見るとオットセイの捕獲や藩への上納に関するものが26件、江戸幕府への献上に関するものが19件、松前と関わる交易関係が17件、薬用関係が10件となっていた。

そのほかには、上納者への代銭や猟に関する決めごと等が見られた。

表では以上のような項目に分けて記したが、2項目にまたがる内容もあるほか、薬用に関してははっきり薬用とわかるものは10件であったが、藩への上納・幕府への献上の中にも薬用目的のものが含まれている可能性がある。

また、出典の項目を見ると、双方とも『弘前藩庁日記』を元にしながらも一方にしか

取り上げられていない内容がある。つまり、『津軽史』も『アイヌ民族史料集成』も『弘前藩庁日記』の内容を網羅したものではなく、さらにはこの二つに載っていない記録が書かれている可能性もある。よって、本稿では二つの史料に取り上げられた内容について分析したが、全体の把握のためには『弘前藩庁日記』を精査する必要があるため、それは今後の課題としたい。

4. オットセイの捕獲について

オットセイの捕獲や上納に関する記録を整理したのが表2である。これによると、寛文8（1668）年から元文2（1737）年までの69年間で捕獲・上納されたオットセイは37頭であった。

次に捕獲者名と居住地を表3に示した。これによると藤嶋と宇鉄が8、今別が6、蟹田の石浜を含む上磯が4となっていて、西側の村の住人が多いことがわかる。中でも多く捕獲していたのは宇鉄村のへきりは5頭、藤嶋村のるてれきの4頭、同村るての3頭であった。

オットセイを捕獲した場所としては、たつひ崎、滝浜、滝浜沖（滝浜は龍浜と推定されるという。斎藤氏私信）、大泊沖という地名が出ていて、津軽海峡にオットセイが回遊していたことがうかがえた。オットセイの捕獲方法としては、元禄13（1700）年12月2日条には「やすにて留申」、同月11日条にも「突留申候」とあるのでやすについて捕獲したことがわかる。内浦湾でのアイヌによるオットセイ猟や函館奉行所に納める様子について表した「膾炙膾炙図説」（中央水産研究所、水産研究・教育機構図書資料デジタルアーカイブ <http://nrifs.fra.affrc.g>

表2 オットセイの捕獲・上納の記録

No.	日記記載日		記事	上納数
	年	日		
1	寛文8年	1668 1月23日	上磯之与助と申候状。おとせいで上納。	1
2	延宝5年	1677 1月30日	臘納臍一網ニテ取申之由差上之。	1
3		2月9日	臘納臍一今別村林蔵と申取候由。(大きさの記載あり)	1
4	延宝6年	1678 8月23日	今別の狄四人、臘納臍四上納。かふたいん、るてるけ、ゆきたいん、へきりはが信政と謁見。	4
5	延宝7年	1679 3月7日	今別の狄かふたいん、へきりは、るてるけ三人臘納臍三。御台所へあげ褒美に米3俵宛下される。	3
6	天和元年	1681 2月16日	臘納臍一、進藤庄兵衛より、宿次にて差上之。	1
7	天和2年	1682 1月10日	たっひ崎にて、臘納臍一、網にて取之由。	1
8	貞享元年	1684 8月17日	臘納臍・串貝上納。今別うてつへきりは、松ヶ崎 ちせかる、藤嶋 るてるけ、釜の沢 ししはあいぬ、六条間 かのたあいぬ。	5
9	元禄元年	1688 4月12日	今別鶴鉄之狄ふかしふかり、三郎四郎、生臘納臍一差し上げる。	1
10	元禄4年	1691 2月4日	うてつ之狄へきりは、臘納臍一差し上げる。	1
11	元禄5年	1692 12月26日	鶴鉄之狄しかむけいぬ、網ニテ取申臘納臍一上納。	1
12	元禄7年	1694 3月21日	外浜藤嶋狄、臘納臍一上納。	1
13		11月22日	藤嶋之狄るてりき、臘納臍三上納。	3
14	元禄8年	1695 1月11日	生臘納臍一。石浜村漁師長十郎網ニテ取之御台所へ。	1
15		1月30日	臘納臍一。大泊村狄うしたか犬、先達て差上之ニ付御褒美二十目下される。	1
16	元禄12年	1699 3月28日	今別の狄より上納された臘納臍を返却(瘦せて細い)。	1
17	元禄13年	1700 12月2日	六条間狄さくたいん、滝浜において臘納臍一つやすにて留申	1
18		12月11日	宇鉄の狄へきりは滝浜沖にて臘納臍老ツ突留申候。台所へ。	1
19		12月16日	松ヶ崎村狄にいへて、台所へ生臘納臍老ツ差上候。代銭廿五匁。	1
20	宝永3年	1706 12月2日	藤嶋の狄るてりき、臘納臍老上納。	1
21	宝永4年	1707 1月27日	大泊の狄いすあいん、廿三日に大泊沖にて臘納臍取る。上納。	1
22		2月17日	大泊の狄せんとかいん、臘納臍上納。	1
23	享保5年	1720 2月16日	今別狄、臘納一つ上納。	1
24		6月22日	上磯夷いくるい、去年十二月臘納臍一つ上納につき代銭給与。	1
25	享保14年	1729 1月27日	宇鉄村狄四郎三郎、生臘納臍上納。代銭貳拾目下される。	1
26	元文2年	1737 1月27日	上磯狄、臘納臍上納につき代銭貳拾匁給付。	1
合計				37

表3 オットセイの捕獲・上納者と頭数

No.	居住地	名前	捕獲・上納数	村合計
1	上磯	与助	1	4
2		いくるい	1	
3		長十郎(石浜・蟹田)	1	
4		不明	1	
5	大泊	うしたか犬	1	3
6		いすあいん (いそたいん)	1	
7		せんとかいん	1	
8	今別	林蔵	1	6
9		かふたいん (かぶたいん)	2	
10		ゆきたいん	1	
11		不明	2	
12	松ヶ崎	ちせかる	1	2
13		にいへて	1	
14	六条間	かのたあいぬ (かのたいぬ)	1	2
15		さくたいん	1	
16	藤嶋	るてるけ	3	8
17		るてれき (るてりき)	4	
18		不明	1	
19	釜の沢	ししはあいぬ	1	1
20	宇鉄	へきりは	5	8
21		ふかしふかり	1	
22		三四郎		
23		しかむけいぬ		
24		四郎三郎		
25	不明	3	3	
合計			37	37

表4 オットセイの上納の時期と数

上納した月	上納数
1月	8
2月	5
3月	5
4月	1
5月	
6月	
7月	
8月	9
9月	
10月	
11月	3
12月	6
合計	37

o.jp/book/D_archives/2010DA006/jpegver.html 2020.11.11 確認)にも、沖でオットセイをやすで突いている図が書かれているため、舟で沖へ出て捕るのがアイヌの間では一般的に行なわれていたオットセイ猟だったと推定される。また、このような積極的な猟以外に、鮫の網に入ってきたオットセイを捕獲した事例も書かれていた。

次に、上納の時期を整理したのが表4である。これによると、11月から4月までが猟期で、特に厳寒期の1月が8回、12月が6回、2月が5回で、オットセイが回遊してくる冬季に猟をすることが多かったことがわかる。

ただし、8月に2回、9頭が上納されている記録がある。延宝6(1678)年8月23日条には「・・・罷上御台所迄差上之」とあるのでこのときに城に運んだと思われるが、夏には捕獲しないと考えられるので塩処理等のなんらかの加工をした物だったと推定される。貞享元(1684)年8月17日条は「右之狄共外浜江殿様御越之時分御米就被下候ニ御礼ニ罷上差上物臘膾獣・・・」とあって、殿様が外浜に来たときに御礼をもらいオットセイを差し上げているとあるが、こちらも塩処理等をした物だった可能性がある。

次に、オットセイの捕獲・上納数が69年間で37頭と述べたが、その数からは2年に1頭程度しか捕れない獲物ということになり、オットセイは珍しい貴重な獲物なのかという疑問が生じる。そこで、参考になる記録をみてみたい。

まずは、質の悪いものでも捕って上納した例があり、元禄12(1699)年3月28日条には、今別のアイヌより上納されたオッ

トセイがことのほか痩せて細らかだったため今別へ返したということが書かれている。これは、痩せて元気がない、あるいは死んだオットセイを捕って上納したのであろう。

次に、正徳5(1715)年1月9日条には、生きたものだけを捕獲することと捕獲の状況を説明するようにという指示が出たことが書かれている。それによると、今別のアイヌがオットセイを上納する際、死んで浜に打ち上げられたものを差し出したためか、ことのほか悪臭がするものがあり、そのようなものは無用で、前に伝えたとおり生で取ったものだけを台所に届けるようにという指示がでている。また担当の役人には、毒矢で捕ったのかそのほかの方法で捕ったのかアイヌに尋ねること、沖で死んだものや悪くなっているものを捕った時は納めなくても良いということを伝えている。

そして1月20日条には今別町奉行でアイヌ達に聞いた結果が書かれている。

- ・大泊村のアイヌが去年12月に差し上げた2頭は、死んで磯に打ち上げられたのを捕ったものである。
- ・宇鉄村のアイヌが当月差し上げた1頭は、鮫網にかかった生きたものを6日の朝に捕ったものである。
- ・松ヶ崎村のアイヌが当月差し上げた1頭は、鮫網にかかって死んだものを6日の朝に捕ったものである。
- ・毒矢を射て捕ったものはない。

以上の内容を見ると、12月から1月にかけて4頭のオットセイが上納されているがその内3頭は死んだものを捕っていることになり、おそらく劣化した状態で上納した

のであろう。悪臭がするということから、腐敗したオットセイが持ち込まれたので、台所の方でも困って、生きているのを捕った新鮮なものを要求するように指示を出したことが推定できる。

このように劣化したものでも差しだしていることから、高額な代銭を得るためだったのではないかとすることも予想される。そこで、代銭についての記録を以下に整理してみる。

- ・元禄 5 (1692) 年 12 月 29 日条：今別の狄に御褒美銭 30 目 (匁)
- ・元禄 7 (1694) 年 3 月 23 日条：藤島の狄に御米貳俵
- ・元禄 8 (1695) 年 1 月 30 日条：大泊村うしたか犬に褒美銀 20 目 (匁)
- ・元禄 11 年 11 月 29 日条：臘肭獣壺ツ代 8 匁、同壺ツ 5 匁右はご用立て申さず候につき・・・
- ・元禄 13 (1700) 年 12 月 16 日条：臘肭獣壺ツ代勘定奉行付け紙の通り 25 匁。宇鉄村狄へきりはへ 25 匁、松ヶ崎村狄にいへてへ 25 匁
- ・享保 5 (1720) 年 6 月 22 日条：いくるいに 20 目 (匁)
- ・享保 14 (1729) 年 1 月 27 日条：宇鉄の四郎三郎に 20 目 (匁)
- ・元文 2 (1737) 年 1 月 27 日条：台所にオットセイを届けた狄に 20 匁ずつ渡す

これによると米二俵というのものもあるが、20~30 匁という額が多い。そこで、オットセイの値段が高価なのかどうか他の動物と比べてみる。『御用格』(長谷川成一, 1991)

によると藩に上納される動物の正徳 3 (1713) 年の値段は次のようになっている。

タンチョウ	活 100 匁
	死 大 65 匁 小 60 匁
マナヅル	活 80 匁
	死 大 70 匁 小 65 匁
ハクチョウ	活 20 匁
	死 大 13 匁 小 7 匁
キジ	雄 3 匁 雌 2 匁 5 分

これによると、ツル類は特別高額である。オットセイはその下のハクチョウと同じでキジよりは高くなっているの、よい収入になったとはいえそうである。それゆえに、多少劣化したものでも弘前に送ったのかもしれない。また、このハクチョウ並みの金額ということからすると、めったに手に入らない貴重な獲物というよりは、それなりの数を捕ることができたのではないかとすることも考えられる。

オットセイの捕獲数が少なかったのか、貴重な獲物だったのかどうかという点で参考になるのが、明和 2 (1765) 年 1 月 20 日条の外ヶ浜の狄ヶオットセイを松前に送っていたという記録で、次のようなことが書かれている。(傍線筆者)

勘定奉行申立候、外浜狄共年々臘肭臍取候而松前江差遣、同所之産物ニ致候由相聞得候ニ付、詮議仕候処、相違無御座、年ニ寄百・貳百不足之年者拾羽位も取候由、旧冬者不足ニ而五羽取候由・・・

勘定奉行が申し立てるには、外ヶ浜のアイヌ達が捕ったオットセイを松前に送り、

松前の産物と称していることを聞いたので詮議したところ、間違いないことが判明した。年により 100~200, 足りない年は 10羽(頭)くらいも捕っているとのことである。昨年の冬は不足していたので 5羽捕ったとのこと・・・, という。

この記録からは、100~200頭もオットセイを捕獲して松前藩に納めていたことがわかる。この数字は一人あたりではなく合計と思われるが、実際には相当数のオットセイが捕獲されていたこと、津軽海峡にはかなりの数のオットセイが回遊していたことが推察される。では、弘前藩庁日記に記録された 37頭はごく一部の記録にすぎないのか、また弘前藩よりも松前藩に多く納めていたのか等の疑問が生じるが、これについては今後の課題としたい。

5. 献上品としてのオットセイ

表 1 によると、弘前藩ではオットセイを献上のために江戸に送っていること、そのために松前藩から買っていること、献上内容として食肉としてのほかに薬としての需要があったことがわかる。

記録には「膾膾獸」と書かれているものと「膾膾臍」と書かれているものがあった。

「膾膾獸」は塩漬けにして肉を食用にするもの、「膾膾臍」は薬用にするものとして受け取れる。ただし天和 2 年 11 月 15 日の「膾膾獸」は真瀬養安院という奥医師に贈っているので薬用であり、元禄 13 年 10 月 9 日は「膾膾臍」となっているが、上中下の格付けをしていることから食肉用ではないかと考えられた。そのほか藩への上納の記録でも正徳 5 (1715) 年以降は「膾膾臍」と書かれているが内容的には動物名としてか

食肉用としての扱いも考えられ、「膾膾獸」と「膾膾臍」を厳密に使い分けしているとは受け取られないような書き方もあった。そのため、表 1 では明らかに薬用と受け取れるもの 10 件についてのみ薬用の項目に入れている。

江戸へ送った記録を多いものから整理すると、次のようになる。

- ・22 頭：元禄 16 年 9 月 27 日。予定としては 25 頭だったようである。
- ・20 頭：元禄 13 年 10 月 9 日。11 月の音物用。
- ・11 頭：元禄 3 年 5 月 7 日。
- ・8 頭：天和 2 年 11 月 20 日。堀田筑前守など幕閣へ献上。
- ・7 頭：元禄 5 年 11 月 1 日。戸田山城守など幕閣 7 人へ献上。

オットセイ猟の時期は 11 月以降の厳寒期が中心であること、献上の時期や数量の多さから見て、アイヌ達から上納されたオットセイではなく松前から買ってきたオットセイを送った可能性が高いと考えられる。実際、元禄 5 年と 16 年は松前から買い付けた記録と送った記録との両方があることから、そのような結びつきがあるように推察される。

そこで、次に松前から買い付けてきた記録を見てみる。これも多い順で並べる。

- ・44 頭：元禄 16 年 4 月 10 日に 25 頭、9 月 16 日に 19 頭買い付けた記録。9 月 27 日は 22 頭を江戸に登らせている記録がある。
- ・20 頭：元禄 4 年 4 月 14 日。松前へ買

い物と書かれている。

- ・ 20 頭：元禄 5 年 8 月 10 日。6 頭を買っているが、「都合二十当年申遣候分」とあるので、合計で 20 頭買っている可能性がある。11 月に幕閣に 7 頭献上。
- ・ 16 頭：元禄 11 年 9 月 26 日。
- ・ 10 頭：元禄 15 年。閏 2 月 30 日に 10 頭買い上げている。閏 8 月 8 日条に献上の記録があり「有高廿五」とあるのでさらに買い足した可能性がある。
- ・ 9 頭：貞享 3 年 4 月 4 日。松前へ買い物と書かれている。

このようになっていて、松前屋弥兵衛という商人の名前が度々出ていることから、取引先とみて良いだろう。また、元禄 15 年閏 2 月 30 日条には塩をふることなどがかけられているので、保存処理に関する指示と思われる。

松前から買い上げたオットセイは保存のための塩処理をして届けられ、地元のアイヌから上納されたものは新鮮なものとして国元で生食にしていたことが考えられる。

6. 薬としてのオットセイ

オットセイ(膾膾臍)について『本朝食鑑』では次のように解説している。

膾膾(おっとせい)の性は甚だ過淫であり、雌は最も性欲が盛んである。(中略)我が国ではただ陰茎を採ることは知っているが、臍を取ることを知らない。これは陽を興し気を壮にするのを目的としているためであるが、その臍の効も決して劣

るものではない。予は常に臍を得ようと思ひ、松前・南部の人たちに覚めるが、まだ得られない。このごろ土地の人の言うことを聞けば、膾膾獣は、臍と陰茎とが甚だ近くにあるため、陰茎をとるとき必ず臍を損なつて、全く臍は取れないという。予のおもうには、これは雄についてであつて、雌なら必ず臍が取れるであろう。

食肉用の「膾膾獣」に対して、「膾膾臍」と書かれているのは臍か陰茎を薬用にした「たけり」を指すものと思われる。「たけり」は強精剤としての効能があつたようである。

天和 2 (1682) 年 11 月に真瀬養安院様へ「膾膾獣」と「熊胆」を送っている記録がある。真瀬養安院は江戸幕府奥医師であるので、「膾膾獣」と書いているが薬としての献上であることがわかる。

次の天和 3 (1683) 年には「たけり」に関するやりとりが行われている。「臍を送つてほしい」とか、「臍の際の肉を臍のように干して送つてほしい」、「生の膾膾獣をとつた場合にはたけりをとらないでそのままに」とか、「今は暑いので生の膾膾獣をとつたらたけりの際の肉を陰干して塩をする」というようなこと、たけりが 20 ほど必要だつたことが書かれている。

元禄 4 (1691) 年 8 月に江戸にたけりを送っているほか、元禄 10 (1697) 年 10 月にもたけりを 28 本送っている。これらは松前で調達したようで、元禄 12 (1699) 年 6 月には松前でもなかなか手に入らなくなったことや「たけり払底」ということが書かれている。元禄 15 (1702) 年閏 8 月 15 日にはたけり 37 本を松前屋弥兵衛という商人から買い上げており、翌元禄 16 (1703) 年

には松前藩に臘臍 20 の入手を願い出ている。

先述した「臘臍猟図説」には「たけりの図」とともに「是をたけりと称す。男根なり。これは会所の爐上にかけて置きよくよくほして箱館奉行所に差し出すことあり」と書かれている。「たけり」がどのように利用されたのかは不明であるが、食肉としての臘臍獣とは別に、薬としてより希少な価値をもつ品だったことは間違いない。

◆文献

青森県 (1980) 『青森県の鳥獣』, 青森県
青森県 (1990) 『青森県の自然』, 青森県
青森県文化財保護協会 (1982) 『津軽史』12
巻, 青森県
青森県史編さん近世部会 (2001) 『青森県史

資料編 近世 1 アイヌ民族史料集成』,
青森県
青森県史編さん自然部会 (2003) 『青森県史
自然編 生物』, 青森県
竹内健悟 (2020) 『弘前藩いきものがたり～
弘前藩庁日記に記録された鳥獣の話』, 北
方新社, 弘前
長谷川成一 (校訂) (1991) 『御用格 (寛政
本) 下巻』, 弘前市
人見必大・島田勇雄 (1981) 『本朝食鑑 5』,
平凡社, 東京
堀本高矩・後藤陽子・桜井泰憲 (2014) 「オ
ットセイによる漁業被害」日本水産学会
誌,80(5),pp.843-844,日本水産学会
梶島孝雄 (2002) 『資料日本動物史』, 八坂
書房, 東京

Fur seal hunting by Ainu in the Kamiiso region in the early Edo period

Kengo TAKEUCHI

Research Center on Sustainable Development Goals and Education,
Aomori Univ.

要 旨

弘前藩の公式記録である『弘前藩庁日記』には、上磯地方のアイヌによるオットセイ猟の記録が書かれている。江戸時代前期、アイヌたちは冬期に津軽海峡に回遊してくるオットセイを捕獲して藩に上納していた。記録されていたオットセイの捕獲・上納数は69年中37頭であったが、実際にはもっと多く捕獲していたと推定された。弘前藩ではオットセイを食用にしたほか江戸に送って幕府に献上しており、数が足りないときは松前藩から買って送っていた。オットセイは食肉として以外に、薬としての需要があり珍重されていた。

キーワード：弘前藩，上磯地方，アイヌ，オットセイ，薬

※出典のAは津軽史12巻、Bはアノイヌ民族史料集成

表1 寛文から明和までのオットセイの記録①

番号	記載年月日	出典		内容				主な内容
		A	B	捕獲上納	献上関係	松前関係	粟田関係	
1	寛文8年 1668	1月23日	○	○				上機之与助と申候狄、おつとせい巻ッ上納。
2	延宝5年 1677	1月30日	○	○				盟舘一網にて取申之由差上之。
3		2月9日	○	○				盟舘一網今別村林蔵と申候取候由。(大きな記載あり)
4	延宝6年 1678	8月23日	○	○				今別の狄四人、盟舘献上納。かふたいん、るてるけ、ゆきたいん、へきりはが信政と謁見。
5		8月24日	○	○				四人に三俵宛米を下付。
6	延宝7年 1679	3月7日	○	○				今別の狄かぶたいん、へきりは、るてるけ三人盟舘三。御台所へあげ褒美に米3俵宛下される。
7	天和元年 1681	2月16日	○	○				盟舘一、進藤庄兵衛より、宿次にて差上之。
8		10月3日	○	○				塩釜などとともに盟舘を献上。
9	天和2年 1682	1月10日	○	○				たっひ崎にて、盟舘一、網にて取之由。
10		11月10日	○	○				小少将寿清所より盟舘致養生喰度之由……。
11		11月15日	○	○				真瀬美安院様へ盟舘一、熊胆一……。
12		11月20日	○	○				堀田筑前守様、戸田山城守様、牧野備後守様、真瀬美安院様へ盟舘一ずつ。小少将寿清へ盟舘四ヶ一宛。
13		11月5日	○	○				盟舘一江戶にて御用之由申来二付……。
14	天和3年 1683	6月21日	○	○				盟舘、松前へ可越事。ほか、たけりの処理について。
15		7月4日	○	○				たけり六持参。ほか、たけりについて。
16		8月17日	○	○				今別うてつひきりは、松ヶ崎ちせかる、藤嶋るてるけ、釜の沢ししはあいぬ、六条之間かのだあいぬ右之狄共外派へ
17		9月29日	○	○				信政公お越しの御礼 上盟舘二つ樽箱ひとつに入れる。上盟舘一つ、中盟舘一つ、樽箱ひとつに入れる。
18		11月7日	○	○				上盟舘一、中盟舘一、今日江戶へ登之。
19	貞享元年 1684	8月17日	○	○				盟舘・串貝上納。今別うてつへきりは、松ヶ崎ちせかる、藤嶋るてるけ、釜の沢ししはあいぬ、六条間かのだあいぬ。
20	貞享3年 1686	4月4日	○	○				松前へ買ひ物 盟舘九ほか。
21		12月18日	○	○				盟舘一江へ申遣二計監目能を為調可申旨……。
22	貞享4年 1687	1月4日	○	○				松平丹後守様へ盟舘用意。
23		1月10日	○	○				明日、江戶へ盟舘進呈用二、台所用一、計三登らせる。
24	元禄元年 1688	4月12日	○	○				今引働致之狄ふかしふかり、三郎四郎、生盟舘一差し上げる。
25		5月19日	○	○				後鳥組代官より。盟舘か海豹(あざらし)か。台所役人いずれでも塩申し付け。

表1 寛文から明和までのオットセイの記録②

26		5月20日	○						浜名村差し上げの臘腸獣は、とどの子のおかきにて「ほうまい」と申す魚。
27		10月9日	○						海豹代銭臘腸獣代について。
28		12月4日	○		○				江戸へ御荷物。臘腸獣四。
29	元禄2年	1689	6月4日	○				○	たけり葉御用について。
30	元禄3年	1690	5月7日	○		○			臘腸獣十一登らせる。
31			2月4日	○	○				うてつの狄へきりは、臘腸獣一差し上げる。
32			2月9日		○				うてつ之狄へきりは、信政にお目見え。
33	元禄4年	1691	2月18日	○		○			松平丹後守様へ臘腸獣進呈。
34			3月17日	○		○			老中様などへの臘腸獣進呈について。
35			4月14日	○		○			松前へ買物。臘腸獣貳拾。
36			8月10日	○		○		○	江戸へたけり登らせる。
37			8月10日	○		○			臘腸獣六松前より参候。都合二十当年申遣候分不残則来遣高聞。
38			10月28日	○					臘腸獣を登らせることについて。
39	元禄5年	1692	11月1日	○		○			戸田山城守・阿部豊後守へ臘腸獣一つ宛。ほかにも松平、神尾、西尾、近衛、大久保へ、計7頭献上。
40			12月26日	○	○				鶴鉄之狄しかむけいぬ、網二而取申臘腸獣一上納。
41			12月29日	○	○				臘腸獣を取った狄に褒美三十目下される。
42			3月21日	○	○				外浜藤嶋狄臘腸獣一持参。
43	元禄7年	1694	3月23日	○	○				外浜藤嶋狄に米二俵下される。
44			11月22日		○				藤嶋之狄臘腸獣三上納。
45			1月11日	○		○			生臘腸獣一。石浜村漁師長十郎網ニテ取之御台所へ。
46	元禄8年	1695	1月28日	○					御台所にて干候臘腸獣一、御小納戸斎藤久七へ相渡之。
47			1月30日	○	○				臘腸獣一。大泊村狄うしたか穴、先遣て差上之ニ付御褒美二十目下される。
48	元禄10年	1697	7月8日	○		○		○	臘腸齋薬・たけり入用で松前へ。
49			10月8日	○		○			江戸へたけり登らせる二十八本登らせる
50	元禄11年	1698	9月26日	○		○			松前から臘腸獣十六来る。(上 四、上の中 三、中 五、中の中 二、下 二)
51			11月29日	○					代銭のこと
52			3月28日		○				今別の狄より上納された臘腸齋を返却(瘦せて細い)
53	元禄12年	1699	6月5日	○		○			松前で臘腸獣求めるもたやすからず。
54			6月7日	○		○		○	臘腸獣の棄入用のため松前へ。

表1 寛文から明和までのオットセイの記録①

55		10月9日	○		○				脇内驛二十江戸へ。(上 七、中 七、下 二、下の下 二)
56		12月2日	○	○					外浜六条間村狢さくたいん、滝浜村にて脇内驛をツヤサニテ留申之。
57	元禄13年	12月11日	○	○					宇鉄の狢共へきりは滝浜沖にて脇内驛をツヤ留申候。台所へ。
58			○						代銭廿五匁のこと。
59		12月16日	○						へきりはへの代銭廿五匁支給のこと。
60			○	○					松が崎村狢にいへて、台所へ生脇内驛をツ差上候。代銭廿五匁。
61		2月20日	○						脇内驛十ばかり入り用。松前屋弥兵衛へ。
62		閏30日	○						脇内驛十、松前より御買上げ。
63	元禄15年	8月24日	○						松前屋弥平衛より脇内驛三参る。台所へ。
64			閏8月8日	○			○		脇内驛・アラビ音物三百登らせる。脇内驛有高廿五。
65		閏8月15日	○						たけり三十七本。松前屋より。
66		1月28日	○						松前御老中へ、脇内驛葉入用のこと。
67		4月10日	○						お買ひ物品々員数。(脇内驛二十五 うち工藤忠兵衛十二、亀甲町弥兵衛十三)
68	元禄16年	9月16日	○						脇内驛十九買ひ上げ。(松前工藤才右衛門 六、松前屋弥兵衛 十三)
69			9月27日	○			○		脇内驛二十二登らせる。
70			○						料理用の脇内驛がないので四つ買ひ上げたい。
71	宝永3年	12月2日	○						藤嶋の狢るてれき、脇内驛を上納。
72	宝永4年	1月27日	○						大泊の狢いすあいん、廿三日に大泊沖にて脇内驛取る。上納。
73			2月17日	○					大泊の狢せんとかいん、脇内驛を上納。
74	正徳5年	1月9日	○						脇内驛上納は生きたものを捕獲したもののみとし、上納時に捕獲の状況を説明するように指示。
75			1月20日	○					今別、本宇鉄、松ヶ崎の狢 上納した脇内驛の捕獲状況申し立て。
76	享保5年	2月16日	○						今別狢、脇内一つ上納。
77			6月22日	○					上磯夷いくるい、去年十二月脇内驛一つ上納につき代銭貳拾目給与。
78	享保14年	1月27日	○						宇鉄村狢四郎三郎、生脇内驛上納。代銭貳拾目下される。
79	元文2年	1月27日	○						上磯狢、脇内驛上納につき代銭貳拾目給与。
80	明和2年	1月20日	○						外浜の狢ら、脇内驛を松前に送り同所の産物としている事実判明。台所で二羽購入。
記事数合計			63	29	26	19	17	10	